

# 物価高騰対応支援給付金(均等割課税支給分) (10万円 / 1世帯)のご案内

## ※受給には手続きが必要です

- 物価高騰対応支援給付金(均等割課税支給分)は、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯を対象に支援する給付金です。
- 令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録されている世帯が対象です。
- 給付金を受給するには、**手続きが必要**です。

### 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

※市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は対象外です。

### 給付金の支給時期

- ・2月下旬ごろに案内通知を発送
- ・鏡野町が確認書(または申請書)を受理した日から2~3週間後が目安です。

申請受付期限 **令和6年4月30日(火)** ※郵送の場合は必着

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

令和5年度住民税  
**「均等割のみ課税」**世帯  
※**住民税非課税世帯を除きます**  
※**対象世帯に案内が届きます**

令和5年1月2日以降に転入した者を含む世帯で、税情報が確認できない、令和5年度住民税非課税世帯を除く、**「均等割のみ課税」**世帯  
(※未申告者を含む世帯を含む)

#### 【返送が必要です】

- ※令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録がある世帯主宛に「確認書」を送付します。
- ※転入者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には「確認書」を送付します。

#### 【申請が必要です】

- ※令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録があり、世帯が「住民税均等割のみ課税世帯」である書類を用意し「申請書」とともに申請してください。
- ※【申請書の配布先】  
鏡野町総合福祉課にお問い合わせください。
- ※転入者を含む世帯のうち、令和5年1月1日時点の税情報が確認できる世帯には「確認書」を送付します。

※給付金の支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただく必要があります。  
※当該給付金は、非課税扱いであり、差押禁止等の取扱いとなります。  
※支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。

お問い合わせ先 鏡野町総合福祉課 福祉係 担当:井上 電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891